

海外就業体験実習コース誓約書

海外就業体験実習参加者（以下「参加者」）は、海外就業体験実習コース（以下「本プログラム」）に参加するにあたって、株式会社 ICC コンサルティング内 ICC 国際交流委員会（以下「ICC」）の下記事項に同意し、厳守することを誓約いたします。

1. 本プログラムの目的

本プログラムは、ICC または ICC の提携機関が、アメリカ及びオーストラリアの現地企業/団体等での就業体験実習（無給のボランティア）に学び自立、成長する機会と、これに必要な現地でのケアサービスを提供することを目的とするものです。自らが積極的に考え、進んで発言や行動することを実習先では歓迎しています。また、実習国滞在中の参加者の行動は全て参加者自身の責任において対処することが求められます。

2. ICC によるサービスの内容

ICC は参加者に対し、次のサービスを提供します。

- (1) 実習企業/団体への受入手配取次ぎ
- (2) 実習国での滞在先の手配取次ぎ
- (3) 実習国においての参加者の求めに応じて行う実習全般に関する情報提供及び相談業務
- (4) 事前研修と出発前/到着後オリエンテーションの実施
- (5) 現地空港送迎サービス
- (6) ICC の現地オフィス又は ICC の提携機関による実習中の緊急時におけるサポート

3. 本プログラム外サービス

ICC は、本プログラムの範囲外のサービスとして、参加者との個別の契約に基づき、参加者に対し次のサービスを行います。

- (1) 本プログラムの範囲外の宿泊、滞在先の手配取次ぎ
- (2) 海外保険の手配
- (3) 航空券手配のための旅行代理店への取次ぎ
- (4) その他、参加者の求めに応じて行う特別なサービス

4. 契約の成立

参加者が ICC に対し本プログラムへの参加を申し込む場合、参加者は ICC の指定する本プログラム参加申込書に必要事項を記入の上、別に定める参加申込証拠金を添えて ICC に対して申込みをするものとします。契約は、ICC が参加者の申込みを承諾した時点で成立します。なお、参加申込証拠金はプログラム参加費の一部に充当します。

5. 参加申込を受け付けられない場合

参加者から ICC に対する参加申込みがなされた場合においても、下記に該当する場合には、ICC は参加者の参加申込みを断ることがあります。

- (1) 参加者の申込みが、ICC の定める参加条件に適合しない場合
- (2) 参加者が ICC の定めた「実習に関する適性」を欠くと見なされる場合
- (3) ICC の業務上やむを得ない理由がある場合

6. 必要書類

参加者は ICC が指定する期日までに、手続に必要な書類（別紙お申込案内を参照）を ICC に提出するものとします。

7. 諸費用

参加者は契約に基づく ICC のサービス提供に対する対価として、本プログラム募集要項に定める参加費用に関する取り決めに従い、所定の金額の参加費用を ICC に対して支払います。プログラム参加費は、受け入れ先が期日を定めている場合や、制度上必要な場合を除き、90 日以上前にお支払いいただくことはありません。

(1) 参加費用とその他費用の内訳

1. 参加費用に含まれるもの

実習先手配費、英文履歴書・カバーレターの添削費、事前研修費、オリエンテーション費、滞在先手配取次ぎ費、滞在費用（ホームステイ）、現地空港送迎サービス、実習中のカウンセリング、緊急時のサポート、実習先との対外交渉、事務所経費等が含まれます。

2. 次に定める費用は参加費用に含まれません。また本プログラム範囲外のサービスを参加者が求める場合、参加者は ICC に対し別途費用を支払う必要があります。

日本と実習国間の航空運賃、海外保険、本プログラム範囲外の現地宿泊費、滞在中の食費、現地での交通費、生活費、査証費、その他実習先が必要とする各種証明書類の取得費用

(2) 滞在費の値上げ

契約締結後に、ICC の責によらない事由で現地滞在費が変更された場合、参加者は ICC に対し ICC の指定する方法に必要な費用の差額を支払うものとします。

(3) 滞在費の返金

渡航後の滞在費はいかなる場合でも返金しません。

8. 解約及び返金

(1) 参加者が参加者の事情で契約を解約した場合は、参加者は ICC に対して次の区分に従って解約料を支払うものとします。但し、解約日が②及び③のいずれにも該当する場合には③が適用されるものとします。

① 契約締結日から起算して 8 日目までになされた解約
解約料は発生しません。

② 契約締結日を基準とする解約料
イ 契約締結日から起算して 9 日目以降 14 日目までになされた解約
参加申込証拠金相当額（86,400 円）

ロ 契約締結日から起算して 15 日目以降 21 日目までになされた解約
参加申込証拠金に残りのプログラム参加費の 10% を加算した金額

ハ 契約締結日から起算して 22 日目以降 28 日目までになされた解約
参加申込証拠金に残りのプログラム参加費の 20% を加算した金額

ニ 契約締結日から起算して 29 日目以降になされた解約
参加申込証拠金に残りのプログラム参加費の 30% を加算した金額

③ 出発予定日を基準とする解約料

イ 出発予定日の 70 日前から 31 日前までになされた解約

ロ 出発予定日の 30 日前から 15 日前までになされた解約
プログラム参加費の 60%

ハ 出発予定日から 14 日前以降になされた解約
プログラム参加費の 80%

ニ 出発日以降の解約
プログラム参加費相当額（返金はありません）

(2) (1)により契約が解約された場合、ICC は参加者から既に受領した参加費用から(1)の解約料及び以下の各費用を差し引いた金額を参加者に払い戻します。(1)の解約料及び以下の各費用の合計額が ICC が参加者から収受した金額を超える場合は、ICC は参加者に対してその差額を請求します。返金時の振込手数料は参加者が負担するものとします。

① 海外旅行（出張）保険、航空券、査証申請等の手配に関して要した費用（解約料等については当該機関の定めによります）

② ①のほか ICC がプログラムの実施に要した実費

9. 金銭の立替え、借金の保証・貸付け
事情や内容に関わらず、ICC や実習先は、参加者に金銭の立替え、借金の保証または貸付けを行いません。

10. 実習先の手配
実習先(無給のボランティア)の手配は、ICC が提供する実習先の情報の中から、職種/業種についての参加者の希望に応じて可能な範囲で行うものとします。

(1) 実習は、参加者の能力、経験、語学力等の個人的事由、実習国の雇用状況、その他の実習国の社会的、経済的事由等によるため、ICC は参加者の希望する職種/業種での取次ぎ分野を保証するものではありません。参加者の希望する分野の企業での実習が不可能となった場合には、他の職種/業種での実習に変更するものとします。

(2) 実習内容、実習先でのポジション、人事異動等についての最終決定権は実習先にあります。また、実習先の都合により実習先決定後も方針等に変更が生じる場合があります。

(3) 実習先が何らかの事由により実習中止を求めた場合、本プログラムでの実習は終了となります。

(4) 実習国で実習を開始された後、個人の都合や希望により実習先を変更することはできません。原則、プログラム開始後は事前に選定した実習先にて実習を行っていただきます。

11. 実習先について
(1) 無断で実習を欠席することは禁じられています。やむを得ない理由で欠席する必要がある場合、必ず実習先へ連絡を入れてください。

(2) 原則的に、実習先からの報酬はありません。いずれの実習先も無給となります。

12. 実習先に関する守秘義務
実習先で業務上知り得た情報や画像/映像については、実習先以外の場で口外、使用してはなりません。口外、使用するケースがある場合は、事前に実習先の許可を得るようにしてください。

13. 実習成果の不担保
本プログラムは、ICC が参加者に、現地企業、団体等での実習(無給のボランティア)の機会を提供することを本旨としており、実習における資格取得、技能習得、語学力向上などの成果の獲得、実習終了後の就職、実習による心理的満足を保証するものではありません。

14. 渡航ビザ取得、海外保険加入について
渡航ビザ取得
実習先の選定が完了し、参加費の支払いが確認できた後、ICC は実習が可能な入国許可の申請手続についてアドバイスします。但し、問題なく認証されるか否かについては、ICC が保証する限りではありません。また、日本国籍以外の国籍の参加者は、実習が可能なビザ及び入国許可取得についての全ての情報収集及び手続はご自身で行っていただきます。

(2) 海外保険加入
海外に滞在中に起こりうる病気、怪我などの健康のため、あるいは盗難や滞在先での賠償責任等に対応するための「海外保険」に加入するようにしましょう。実習期間中に万が一不測の事態が起き、損失を被ったとしても ICC は一切の責任を負いません。尚、補償内容については参加者自身の責任において加入する保険を決定してください。

15. 滞在先について
(1) ホームステイ先が定めるルールに従って行動してください。

(2) ホームステイにおける人種、国家、家人に対する好き嫌いや、待遇の仕方、他のホストファミリーと比較しての「家庭の変更」の希望について、ICC では受け付けません。

(3) 参加者が滞在先に損害を与えることがあっても、ICC はその責めを負いません。

16. 緊急時について
実習国滞在中に、事故や病気等の緊急事態が発生した場合、実習先、加

入保険会社、ICC に速やかに連絡をしてください。

17. 契約内容の変更

ICC は、以下の場合、契約の内容を変更することができます。

- (1) 不可抗力により ICC が義務を履行することが不可能または著しく困難になった場合
(2) 参加者が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ日本国の法令に違反する行為をなし、ICC において本プログラムの目的・趣旨に照らして参加者のプログラム参加が不適当であると認めた場合
(3) 参加者が実習国の公序良俗に反する行為をはじめ実習国の移民法その他の法令に違反する行為をなし、ICC において本プログラムの目的・趣旨に照らして参加者のプログラム参加が不適当であると認めた場合
(4) 実習先を変更する必要が生じた場合
(5) その他やむをえない事情により契約内容変更の必要が生じた場合

18. 契約の解除

- (1) 以下の場合、ICC は契約を解除することができます。
a. 参加者の事情により参加者が本プログラムの参加を取りやめた場合
b. 定められた期日までに、本誓約書「6. 必要書類」に定める書類が ICC に対し送付されない場合
c. 定められた期日までに、本誓約書「7. 諸費用」に定めるプログラム参加費の支払いが完了しなかった場合
d. 参加者が1ヶ月以上にわたり通常の連絡手段による連絡が不能となった場合
e. 参加者が ICC に届け出た参加者に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏があった場合。特にこれまでの学歴、就労履歴、補導歴の有無、心身症を含む病歴、常用薬がある場合の詳細等は必ず所定の書類に記入ください。
f. 参加者が実習国に入国を拒否された場合
g. 参加者が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ日本国の法令に違反する行為をなし、ICC において本プログラムの目的・趣旨に照らして参加者のプログラム参加が不適当であると認めた場合
h. 参加者が実習国の公序良俗に反する行為をはじめ実習国の移民法その他の法令に違反する行為をなし、ICC において本プログラムの目的・趣旨に照らして参加者のプログラム参加が不適当であると認めた場合。これらの行為に違反した場合、ICC は参加者に対し強制送還の措置がとられても関知しません。
i. 参加者が実習先の規則に従わず、実習中止等の処分となった場合。実習の当事者は実習先と参加者であり、実習中に発生した当事者間の紛争及びこれに基づく全ての損害について ICC は法的責任を負いません。
j. 参加者が正当な理由なく、ICC のアドバイスやガイダンスに従わず、または ICC のサービス提供に協力しないなど、ICC が本誓約書に基づくサービスを履行することが困難となった場合
k. 参加者が ICC と他の参加者との契約関係に干渉または介入して紛争を生じさせた時
l. 参加者が本誓約に違反したとき
m. 参加者が契約成立後に、本誓約書「5. 参加申込を受け付けない場合」の事由に該当することが判明したとき
n. その他 ICC において、本プログラムの目的・趣旨に照らして参加者のプログラム参加が不適当であると認めた場合

(2) 契約解除時の費用

前項による契約が解除された場合、それまでに支払われたプログラム参加費及び所要実費は、プログラムの進捗状況に応じ、返金されない場合があります。ICC が要した費用及び損害が、ICC の参加者に対する返金額を上回る場合には、ICC は参加者に対してその差額を請求することができます。この場合の振込費用は参加者の負担とします。

19. 契約の満了

本プログラムの契約期間は、申込み時に定められた期間までとなります。決められた期間満了以前に、参加者が実習先を離れた場合、ICC の本プログラムを中止したものとみなし、その時点で契約も終了となります。(プログラム参加費等の費用の返金はされません)

20. 免責事項

ICC は、次に例示するような事由により参加者が被った各損害について、参加者に対し、何ら責任を負いません。

- (1) 運輸機関の遅延、キャンセル、スト、ハイジャック、事故等による参加者の損害
(2) 天変地異、政変、動乱、ストライキ、テロ、戦争などの不可抗力によって発生した参加者の損害
(3) 実習派遣先、滞在先等における盗難・事故・係争・不利益など参加者が現地滞在中または渡航中に受けた損害
(4) 実習国の査証規定に変更があった場合の責任
(5) 参加者の個人的事由で実習国への入国を拒否された場合の責任
(6) 参加者の実習国の法令・風俗・道徳及び実習校の規則等の無知または認識不足により参加者が受けた損害等の賠償責任
(7) 就業体験実習(無給のボランティア)の取次ぎ手配において、参加者の希望する職種/業種への取次ぎ手配が実現しなかった場合の損害
(8) 参加者の意思により実習を取りやめた場合の費用返金等の責任
(9) 参加者が実習先の定める規則に従わず、実習中止処分を受けた場合の返金の責任
(10) ICC が参加者のために行う事前研修及びオリエンテーションに参加しなかったために発生した参加者の損害
(11) 為替や物価の変動による滞在費等の改訂による参加者の出捐
(12) 本誓約書「6. 必要書類」に定める書類が ICC に対し送付されず、手配が出来なかった場合の損害

21. 責任範囲

ICC は、本誓約書に明記された義務を ICC の故意または過失に基づき履行せず、直接参加者に損害を与えた場合にのみこれを賠償する責任を負担します。ICC は、本誓約書「20. 免責事項」等に該当する参加者の損

害については賠償の責を負いません。

22. 損害賠償義務

参加者が故意または過失により ICC に対し損害を与えた場合、参加者は直ちに ICC に対し損害を賠償しなければなりません。

23. 準拠法令等

本誓約書の解釈及び本誓約書に定めのない事項については、日本国内の法令及び慣習によるものとします。

24. 裁判管轄

本誓約及びプログラムに関して生じた紛争の裁判管轄は、東京地方裁判所を第一審の専属的裁判所とします。

25. 約定の変更

本誓約書は、事情により告知なしに変更されることがあります。

26. 発行期日

本誓約書は、2016年4月1日以降に申し込まれる契約に適用されます。

個人情報取り扱いについて

- (1) 取得した個人情報の利用目的は、当社が提供するプログラム(以下、「本サービス」という)への参加手続及びそれに関連するご連絡、本サービスの実行及びそれに関連するサポート管理、お申込みされたご契約の履行(ご契約内容は、プログラム契約書を参照ください)、ご本人の同意またはご希望条件を満たす、受入れ先となる企業・学校・団体等への個人情報の提供、当社が提供する留学プログラムやセミナー、フェア等のご案内、当社または本サービスへのご質問、お問合せに対する回答のために利用し、それ以外の目的で利用することはありません。また、本サービスをお申込みされる方が未成年者(満20年未満の方)の場合は、保護者の同意を頂いた上で、個人情報をご提供ください。
(2) 取得した個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲において、外部委託することがあります。また、個人情報は次の通り、第三者提供します。①お申込みされたご契約の履行(ご契約内容は、各プログラムの契約事項を参照ください)のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先、語学スキル等をご本人の同意またはご希望条件を満たす、留学先またはインターンシップ先となる企業・学校・団体等に提供。②お申込みされた留学プログラムの実施に必要な渡航及び宿泊手配のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先等を渡航及び宿泊手配を行う旅行代理店に第三者提供。
(3) 個人情報のご提出は任意ですが、個人情報を提供していただけない場合は上記の各利用目的に沿った取り扱いが適切に遂行できない場合があります。
(4) 当社に提供して頂いた個人情報は、利用目的の通知、個人情報の開示、訂正、項目の追加または削除、消去や利用停止、提供停止を求める権利があります。個人情報の開示等の請求を行う場合は、ICC 国際交流委員会相談室 TEL: 03-6434-1315 E-mail: info@iceworld.co.jp までご連絡ください。個人情報保護管理者 野村 大 (TEL: 03-6434-1315)

上記事項について同意し、厳守することを誓約いたします。

参加者署名 _____ 印 _____

_____ 年 月 日 _____

(未成年者のみ)保護者署名 _____ 印 _____

_____ 年 月 日 _____